

平成 27 年度

島田市の財政の健全性に
関する比率審査意見書

島田市監査委員



島監第 36 号
平成28年 8 月19日

島田市長 染 谷 絹 代 様

島田市監査委員 杉 本 護
島田市監査委員 藤 本 善 男

平成27年度島田市の財政の健全性に関する比率審査意見書について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

財政健全化審査

	ページ
第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 審査の意見	6

経営健全化審査

	ページ
第1 審査の対象	7
第2 審査の期間	7
第3 審査の方法	7
第4 審査の結果	7
第5 審査の意見	11

(注)

- 1 表中の金額は千円単位で表示し、単位未満は四捨五入したため、合計額が一致しない場合がある。
- 2 表中における元号は省略した。

平成 27 年度 島田市財政健全化審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 27 年度 島田市財政健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 28 日から平成 28 年 8 月 16 日まで

第 3 審査の方法

財政健全化に係る審査は、市長から審査に付された健全化判断比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全段階にあると認められた。

健全化判断比率は次表のとおりである。

(単位：%)

区 分	27 年度			26 年度
	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準	健全化判断比率
(1) 実質赤字比率	—	12.32	20.00	—
(2) 連結実質赤字比率	—	17.32	30.00	—
(3) 実質公債費比率	8.1	25.0	35.0	8.8
(4) 将来負担比率	6.8	350.0		25.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため比率の欄を「—」と表記している。

(1) 実質赤字比率

平成 27 年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字額は生じていない。

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{(算式)} \quad \frac{\text{【A】 一般会計等の実質赤字額}}{\text{【B】 標準財政規模}} \times 100$$

実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	27 年度	26 年度	対前年度	
			増減額	比率
一般会計等の実質収支額 A	1,634,806	1,135,572	499,234	144.0
一 般 会 計	1,625,340	1,126,406	498,934	144.3
土地取得事業特別会計	0	0	0	—
休日急患診療事業特別会計	9,466	9,166	300	103.3
標準財政規模 B	21,935,679	21,711,468	224,211	101.0
標準税収入額等	15,243,781	14,979,677	264,104	101.8
普通交付税額	4,992,180	4,870,931	121,249	102.5
臨時財政対策債発行可能額	1,699,718	1,860,860	-161,142	91.3
実質赤字比率 A / B	— (-7.45)	— (-5.23)	— (-2.22 ポイント)	—

※実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため比率の欄を「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値であり、実質収支が黒字となるためマイナスの値となっている。

(2) 連結実質赤字比率

平成 27 年度の全会計を合算した連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字額は生じていない。

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

$$\text{(算式)} \quad \frac{\text{【A】 連結実質赤字額}}{\text{【B】 標準財政規模}} \times 100$$

連結実質赤字比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	27 年度	26 年度	対前年度	
			増減額	比率
連結実質収支額 A	7,820,401	7,051,814	768,587	110.9
一般会計	1,625,340	1,126,406	498,934	144.3
国民健康保険事業特別会計	342,513	309,004	33,509	110.8
簡易水道事業特別会計	6,446	6,699	-253	96.2
土地取得事業特別会計	0	0	0	—
休日急患診療事業特別会計	9,466	9,166	300	103.3
公共下水道事業特別会計	13,745	11,395	2,350	120.6
介護保険事業特別会計	62,510	61,983	527	100.9
介護サービス事業特別会計	8,625	3,937	4,688	219.1
後期高齢者医療事業特別会計	1,813	3,066	-1,253	59.1
水道事業会計	741,853	877,485	-135,632	84.5
病院事業会計	5,008,090	4,642,673	365,417	107.9
標準財政規模 B	21,935,679	21,711,468	224,211	101.0
連結実質赤字比率 A/B	— (-35.65)	— (-32.47)	— (-3.18ポイント)	—

※連結実質赤字比率については、連結実質赤字額が生じていないため比率の欄を「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値であり、連結実質収支が黒字となるためマイナスの値となっている。

(3) 実質公債費比率

平成 27 年度の実質公債費比率（3 か年平均）は 8.1%で、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。数値は、前年度の 8.8%から 0.7 ポイント低下(好転)している。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

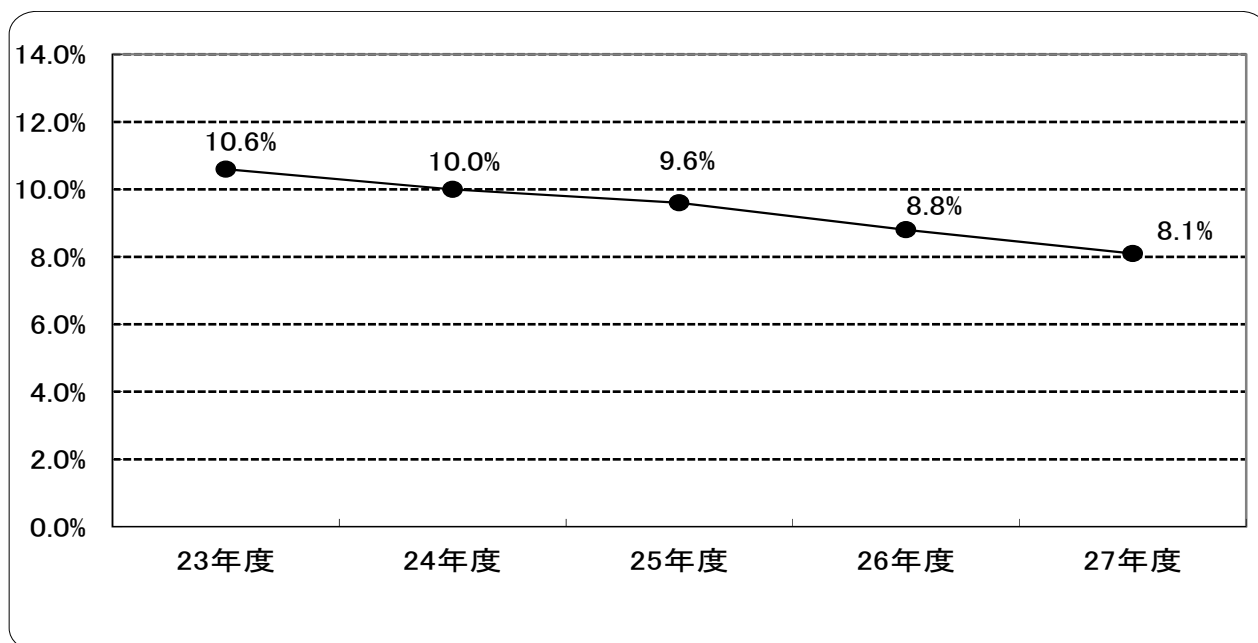
$$\frac{\text{【E】 (地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{【G】 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

実質公債費比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	27 年度	26 年度	25 年度	24 年度
元利償還金 A	4,506,301	4,506,152	4,521,063	4,505,836
準元利償還金 B	833,890	935,849	958,125	1,006,329
特定財源 C	831,234	863,506	889,143	754,806
基準財政需要額算入額 (公債費等) D	3,037,887	3,100,259	2,944,240	2,869,641
(A+B)-(C+D) E	1,471,070	1,478,236	1,645,805	1,887,718
標準財政規模 F	21,935,679	21,711,468	21,839,103	21,811,272
F-D G	18,897,792	18,611,209	18,894,863	18,941,631
実質公債費比率 (単年度) E/G	①7.78435	②7.94272	③8.71033	④9.96597
平成 27 年度実質公債費比率 (3 か年平均) (①+②+③) / 3	8.1			
平成 26 年度実質公債費比率 (3 か年平均) (②+③+④) / 3		8.8		

実質公債費比率（3 か年平均）の推移



(4) 将来負担比率

平成 27 年度の将来負担比率は 6.8%で、早期健全化基準の 350.0%を下回っている。
 数値は、前年度の 25.0%から 18.2 ポイント低下(好転)している。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

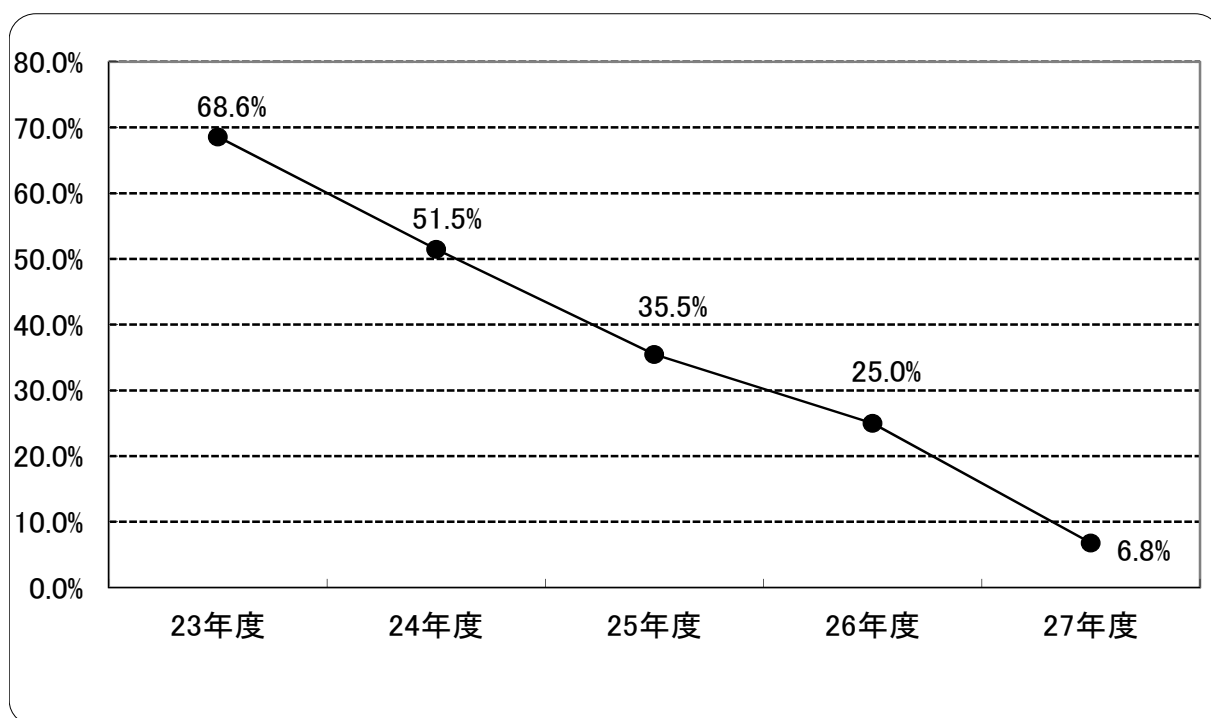
$$\frac{\text{【C】 将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{【F】 標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

将来負担比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	27 年度	26 年度	対前年度	
			増減額	比率
将来負担額 A	55,140,517	56,554,275	-1,413,758	97.5
地方債現在高	42,600,250	43,244,173	-643,923	98.5
債務負担行為支出予定額	497,193	637,639	-140,446	78.0
公営企業業債繰入見込額	5,176,779	5,460,368	-283,589	94.8
組合等負担見込額	78,688	131,156	-52,468	60.0
退職手当負担見込額	6,787,607	7,080,939	-293,332	95.9
設立法人の負債額等負担見込額	0	0	0	—
充当可能財源 B	53,853,813	51,896,590	1,957,223	103.8
充当可能基金額	12,212,750	11,655,678	557,072	104.8
特定財源見込額(都市計画税等)	9,180,973	7,909,724	1,271,249	116.1
基準財政需要額算入見込額	32,460,090	32,331,188	128,902	100.4
A-B C	1,286,704	4,657,685	-3,370,981	27.6
標準財政規模 D	21,935,679	21,711,468	224,211	101.0
基準財政需要額算入額(公債費等) E	3,037,887	3,100,259	-62,372	98.0
D-E F	18,897,792	18,611,209	286,583	101.5
将来負担比率 C/F	6.8	25.0	-18.2 ポイント	—

将来負担比率の推移



第5 審査の意見

平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、比率なしとの結果となった。

また、実質公債費比率及び将来負担比率については、早期健全化基準を大きく下回る結果となった。実質公債費比率及び将来負担比率については、年々数値が低下しており、当該指標における健全性は高まっているといえる。

しかしながら、将来的には合併算定替加算期間の終了に伴う地方交付税の減収が見込まれるなか、新病院建設や老朽化したインフラ整備などが控えていることから、今後も収支バランスに留意しつつ、健全かつ安定的な財政運営に努められたい。

平成 27 年度 島田市経営健全化審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 平成 27 年度 島田市水道事業会計決算に係る資金不足比率
- 2 平成 27 年度 島田市病院事業会計決算に係る資金不足比率
- 3 平成 27 年度 島田市簡易水道事業特別会計決算に係る資金不足比率
- 4 平成 27 年度 島田市公共下水道事業特別会計決算に係る資金不足比率
- 5 上記比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 28 年 7 月 28 日から平成 28 年 8 月 16 日まで

第 3 審査の方法

経営健全化に係る審査は、市長から審査に付された資金不足比率が法令に基づき算定されているか、かつ、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

各会計とも資金不足額は生じておらず、健全段階にあるものと認められた。

各会計の資金不足比率は次表のとおりである。

(単位：%)

会 計 名	27 年度		26 年度
	資金不足比率	経営健全化基準	資金不足比率
水 道 事 業 会 計	—	20.0	—
病 院 事 業 会 計	—	20.0	—
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0	—
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0	—

※各会計とも資金不足額が生じていないため、比率の欄は「—」と表記している。

1 法適用企業（水道事業会計、病院事業会計）の資金不足比率

$$\text{(算式)} \quad \frac{\text{【E】 資金不足額}}{\text{【H】 事業規模}} \times 100$$

(1) 水道事業会計

資金不足額は生じていない。資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	27 年度	26 年度	対前年度	
			増減額	比率
流 動 負 債 A	254,526	205,488	49,038	123.9
控 除 企 業 債 等 B	70,497	68,756	1,740	102.5
算 入 地 方 債 C	0	0	0	—
流 動 資 産 D	925,882	1,014,217	-88,335	91.3
資金不足額 A-B+C-D= E	-741,852	-877,485	135,632	84.5
営 業 収 益 の 額 F	920,813	902,285	18,528	102.1
受 託 工 事 収 益 の 額 G	3,550	3,811	-262	93.1
事 業 規 模 F-G= H	917,263	898,473	18,790	102.1
資 金 不 足 比 率 E / H	— (-80.87)	— (-97.66)	— (16.79 ポイント)	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

(2) 病院事業会計

資金不足額は生じていない。資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	27 年度	26 年度	対前年度	
			増減額	比率
流 動 負 債 A	1,606,032	1,457,791	148,241	110.2
控 除 企 業 債 等 B	394,083	431,796	-37,713	91.3
算 入 地 方 債 C	0	0	0	—
流 動 資 産 D	6,220,040	5,668,668	551,372	109.7
資金不足額 $A-B+C-D=$ E	-5,008,090	-4,642,672	-365,419	107.9
営 業 収 益 の 額 F	12,142,359	11,782,853	359,506	103.1
受 託 工 事 収 益 の 額 G	0	0	0	—
事 業 規 模 $F-G=$ H	12,142,359	11,782,853	359,506	103.1
資 金 不 足 比 率 E/H	— (-41.24)	— (-39.40)	— (-1.84ポイント)	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

2 法非適用企業（簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計）の資金不足比率

$$\text{(算式)} \quad \frac{\text{【E】 資金の不足額}}{\text{【H】 事業の規模}} \times 100$$

(1) 簡易水道事業特別会計

資金不足額は生じていない。資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	27 年度	26 年度	対前年度	
			増減額	比率
歳 出 額 A	200,274	208,197	-7,923	96.2
算 入 地 方 債 B	0	0	0	—
歳 入 額 C	206,720	214,896	-8,176	96.2
翌年度へ繰り越すべき財源 D	0	0	0	—
資金不足額 A+B-(C-D)= E	-6,446	-6,699	253	96.2
営 業 収 益 の 額 F	70,894	68,097	2,797	104.1
受 託 工 事 収 益 の 額 G	0	0	0	—
事 業 規 模 F-G= H	70,894	68,097	2,797	104.1
資 金 不 足 比 率 E / H	— (-9.09)	— (-9.83)	— (0.74 ポイント)	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

(2) 公共下水道事業特別会計

資金不足額は生じていない。資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

資金不足比率の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	27 年度	26 年度	対前年度	
			増減額	比率
歳 出 額 A	1,048,534	887,078	161,456	118.2
算 入 地 方 債 B	0	0	0	—
歳 入 額 C	1,062,279	898,533	163,746	118.2
翌年度へ繰り越すべき財源 D	0	60	-60	—
資金不足額 $A+B-(C-D)=$ E	-13,745	-11,395	-2,350	120.6
営 業 収 益 の 額 F	168,278	163,518	4,760	102.9
受 託 工 事 収 益 の 額 G	0	0	0	—
事 業 規 模 $F-G=$ H	168,278	163,518	4,760	102.9
資金不足比率 E/H	— (-8.16)	— (-6.96)	— (-1.20ポイント)	—

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率の欄は「—」と表記している。括弧内の数値は、算式に従って算出した参考数値である。

第 5 審査の意見

水道事業会計、病院事業会計、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計については、いずれも資金不足額の発生はなく、健全な状態にあるものと認められた。

しかし、簡易水道事業及び公共下水道事業については、資金の不足額は生じていないものの、一般会計からの繰入金により収支の均衡が保たれているため、業務効率の改善や見直しによる経費の節減に努め、一般会計繰入金の圧縮を図られたい。